

2 医安第 6 9 7 号  
令和 2 年 9 月 1 8 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の変更（第 8 回）について  
(通知)

本県における新規陽性者数は、8 月 2 9 日以降、5 0 人を下回り、陽性率等、指標としている他の値も改善傾向にあることから、本日、「**嚴重警戒**」から「**警戒領域**」に移行しました。

また、国からの事務連絡に基づき、9 月 1 9 日以降に実施される催物の 1 1 月末までの間の取扱について、感染防止対策の徹底を前提に、催物の開催制限の緩和を行っております。

このため、これらの取組等を反映する形で本県の対策指針の第 8 回目の変更を行いました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、本指針の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

< 県 W E B ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp